

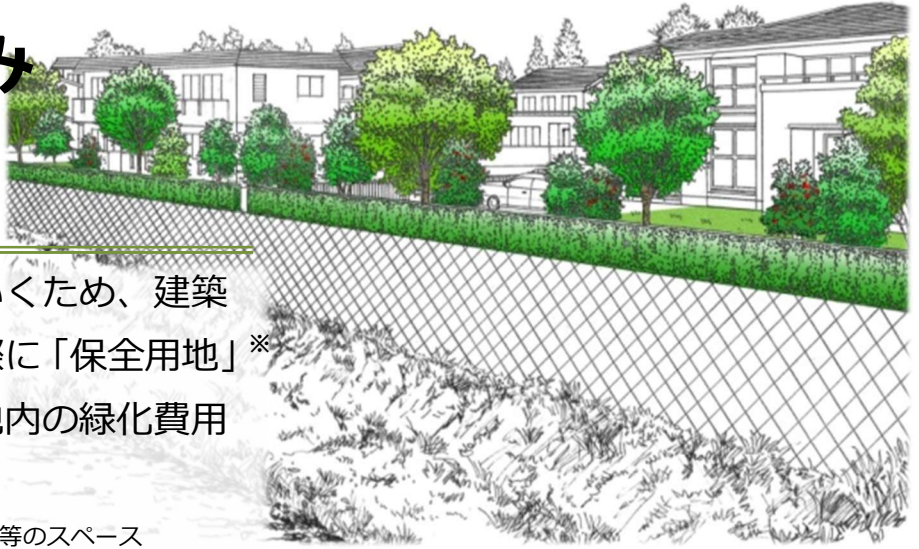
広瀬川の清流を守る条例

～広瀬川緑化助成事業～

環境保全区域内で建物を建てた方等の緑化 (植樹)の取組み を支援します

広瀬川周辺の緑を増やしていくため、建築行為等に係る許可を受ける際に「保全用地」※を確保した方を対象に、敷地内の緑化費用の一部を助成します

※自然環境・景観保全のために確保した緑地等のスペース



1. 助成の対象

- 環境保全区域内行為の許可（建築物の新築等）を受けてから**3年以内**に、許可申請の際に設定した**保全用地を緑化（植樹）**するもの
- **緑化の基準（右記）**に適合するもの

【補足】

- 支障木の移植による保全用地の緑化についても申請できます
- 法人の方も申請できます



緑化の基準

- ◇ 広瀬川の河岸にふさわしい樹木による緑化であること（別ページの植生樹種リストを参照）
- ◇ 樹木（本木類）を地面などに直接植えるものであること
- ◇ 緑化を行う面積の合計が1㎡以上であること
- ◇ 植える樹木が敷地の接する道路又は広瀬川から高さ50cm以上確認できること（樹高50cm未満の場合は樹木の全部が確認できること）

2. 助成対象経費と交付額

- 樹木の購入費用（※）、植え付け費用、植栽のための客土費、支障木の移植費用などが助成の対象になります
- 上記の緑化に要した費用の**2分の1**について、**10万円を上限**として交付します（千円未満は切り捨て）

※ 樹木の購入費用に係る交付額は、樹冠投影面積1㎡あたり3万円を上限とします

3. 助成の条件

- 緑化に関する他の助成（生垣づくり助成事業など）と重複しないこと（5. よくある質問7参照）
- 敷地を販売する予定がないこと（支障木の移植に関する助成の場合を除く）
- 助成金の交付決定を受けた後の着手であり、交付決定を受けた年度内の工事完了、および完了報告書の提出が可能なこと
- 過去に同一敷地内で本助成金の交付を受けていないこと
- 暴力団等と関係を有していないこと

4. 手続きの流れ

申請者

仙台市（百年の杜推進課）

環境保全区域内行為許可手続き完了

（助成金交付申請時には建築行為等に関する許可を受けている必要があります。）

事前相談

環境保全区域内行為の許可を受ける際に提出した保全用地配置図の内容（植樹）の見積もりなどを、緑化工事施工会社から取得してください

緑化助成金交付申請書の提出

1月末まで

必要書類を添付して申請書を提出してください
申請書等の様式は仙台市ホームページ（様式ダウンロードサービス）で配布しています

＜添付書類＞

・位置図 ・保全用地配置図 ・見積書 ・現地写真（緑化する土地の所有者が別の人の場合、承諾書も必要）

但し、予算枠に達した時点(先着順)で受付を締め切ります

申請内容確認・現地調査

基準に適合する緑化かどうか、申請内容を確認し、工事着手前の現地調査を行います

交付決定通知書の交付

助成金交付決定通知書を交付します
※「緑化の基準」に適合しない場合等の際は、不交付決定通知書を交付

緑化工事

交付決定通知書を受け取ってから工事に着手してください

事業完了報告書の提出

緑化工事完了後、事業完了報告書を提出してください
※様式は交付決定通知書と一緒にお渡しします
※提出は、①交付決定通知日から90日以内または②交付決定を受けた年度の未までのいずれか早い方

報告内容確認・現地調査

交付決定した内容と相違がないか、報告内容を確認し、緑化後の現地調査を行います

①環境保全区域内行為完了報告書の提出

許可行為に係る完了報告書を提出してください

②請求書の提出

請求書を提出してください

※様式は交付決定通知書と一緒にお渡しします
※年度を跨ぐ場合は、4月上旬まで

交付確定通知書の交付

助成金交付確定通知書を交付します

助成金の交付

指定の銀行口座に助成金を振り込みます

維持管理

植栽した樹木等の育成や保護に努め、適切な維持管理を行ってください

環境保全区域内行為の許可を受けた日から3年以内

5. 良くある質問

1. 苗木を購入して自分で植える場合、樹木や土の購入費は助成の対象になりますか？

広瀬川の河岸にふさわしい樹木（別ページの植生樹種リストを参照）であれば助成の対象になります。交付申請書に添付する見積書は苗木の販売業者等に作成してもらってください。

2. 申請してから交付が決まるまで、どれくらいの期間がかかりますか？

10日以内（閉庁日を除く）に交付決定通知書を交付します。

但し、「緑化の基準」に適合していない場合や、予算の都合により助成の対象とならない場合は不交付決定通知書を交付します。

3. 緑化工事が年度をまたぐ場合、助成を受けることはできますか？

交付決定を受けた年度の末日までに完了する緑化が助成の対象となります。

年度をまたぎそうな場合は、翌年度に交付申請してから工事を始めるなど、実施時期を調整してください。

4. 土地の所有者が別の人の場合でも、助成を受けることはできますか？

その土地の所有者の承諾書を交付申請書に添付してください。

5. 交付申請書を提出した後に、緑化内容の変更や緑化の中止はできますか？

既に交付の決定を受けている場合は、緑化事業（変更・中止）申請書を提出してください。事業を中止する場合も同様です。

なお、交付額の増額変更はできない場合があります。

6. 助成を受けた樹木の管理ができなくなった場合、撤去することはできますか？

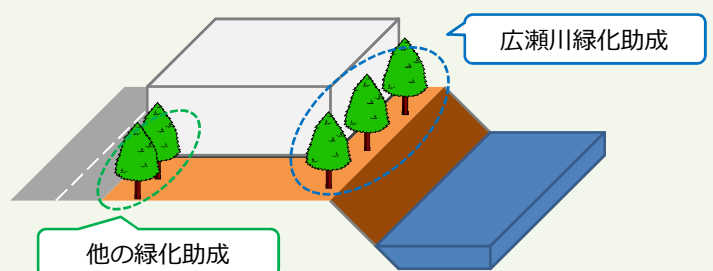
緑化が完了した日から5年間は、育成・管理に努めていただくことが助成の条件となります。不測の事態の発生など、やむを得ない事情が生じた場合はご相談ください。

7. 生垣づくり助成事業など、他の緑化助成事業と両方の助成を受けることはできますか？

他の緑化助成事業と本助成の対象が重複する場合は助成を受けることはできません。

※但し、右の図のように同一の敷地内であっても、別々の緑化であれば本助成も受けることは可能です。

詳しくはお問い合わせください。



詳細は仙台市ホームページをご覧ください [下記までお問い合わせください](#)

広瀬川の清流を守る条例



ご連絡、ご相談の際は、許可通知書に記載の「許可日」、「指令番号（仙台市（〇〇建百〇）指令第〇〇号）」をお伝えいただくと手続きが円滑に進みます

お問い合わせ

仙台市 建設局 百年の杜推進課 広瀬川創生係

住 所：〒980-8671

仙台市青葉区二日町 12-34 二日町第五仮庁舎 4階

T E L : 022-214-8327

(参考) 広瀬川の周辺で植生が確認された樹種のリスト

アオキ	クロチク	バッコヤナギ
アオハダ	クロベ	ハナイカダ
アカガシ	クロマツ	ハリギリ
アカシデ	クロモジ	ヒサカキ
アカマツ	ケヤキ	ヒノキアスナロ
アカミノイヌツゲ	ケヤマハンノキ	ヒメオアキ
アサダ	コクチナシ	ヒメモチ
アズキナシ	コケモモ	ヒメヤシャブシ
アズマシャクナゲ	コシアブラ	ヒロハツリバナ
アブラツツジ	コナラ	フジ
アラカシ	コノテガシワ	ブナ
アワブキ	コハウチワカエデ	ホオノキ
イタヤカエデ	コバノトリネコ	ホツツジ
イヌコリヤナギ	コマツナギ	マルバアオダモ
イヌシデ	コマユミ	マルバシモツケ
イヌツゲ	コミネカエデ	マンサク
イヌブナ	コメツツジ	ミズキ
イボタノキ	コヨウラクツツジ	ミズナラ
イロハモミジ	サラサドウダン	ミツデカエデ
イワガラミ	サワグルミ	ミツバウツギ
ウゴツクバネウツギ	サワシバ	ミネカエデ
ウスノキ	サワフタギ	ミネザクラ
ウダイカンバ	サンショウ	ミネヤナギ
ウメモドキ	シシガシラ(カンツバキ)	ミヤギノハギ
ウラジロガシ	シャクナゲ	ミヤマガマズミ
ウラジロハナヒリノキ	シラカシ	ミヤマナラ
ウラジロヨウラク	シラキ	ミヤマハンノキ
ウリノキ	シロダモ	ムラサキシキブ
ウリハダカエデ	シロヤシオ	ムラサキヤシオ
ウワミズザクラ	シロヤナギ	メグスリノキ
エゴノキ	タカノツメ	モミ
エゾアジサイ	ダケカンバ	モミジイチゴ
エゾウラジロハナヒリノキ	タチヤナギ	ヤブツバキ
エゾユズリハ	タニウツギ	ヤブデマリ
エンコウカエデ	タマブキ	ヤブムラサキ
オオカメノキ	タムシバ	ヤマウコギ
オオシラビソ	タラノキ	ヤマグルマ
オオバクロモジ	チドリノキ	ヤマグワ
オオバスノキ	ツクバネ	ヤマツツジ
オオバヤナギ	ツノハシバミ	ヤマブキ
オオヤマザクラ	ツリバナ	ヤマブドウ
オガラバナ	ツルシキミ	ヤマボウシ
オトコヨウゾメ	ツルツゲ	ヤマモミジ
オニグルミ	トウゴクミツバツツジ	ユキヤナギ
オノエヤナギ	トチノキ	リョウブ
カスミザクラ	ナガバノコウヤボウキ	
カツラ	ナツハゼ	
ガマズミ	ナナカマド	
カマツカ	ナンゴクミネカエデ	
ガンコウラン	ニワトコ	
キタコブシ	ネコヤナギ	
キタゴヨウ	ネジキ	
キツネヤナギ	ノイバラ	
キブシ	ノリウツギ	
キャラボク	ハイイヌガヤ	
キンモクセイ	バイカツツジ	
ギンモクセイ	ハウチワカエデ	
クマシデ	ハクウンボク	
クリ	ハクサンシャクナゲ	

参考文献

広瀬川流域の自然環境

1994年 仙台市

広瀬川流域植生調査報告書

昭和50年10月

樹種の特徴などを知りたい方は、「環境保全区域内行為の許可申請の手引き」(仙台市HPに掲載)をご覧ください。リストのうちの一部の樹種の特徴をとりまとめて掲載しています。